平成２１年（フ）第２６６号
山梨県甲府市国母２丁目３番40号　ロイヤルヒル小林101
債務者　千葉　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
山梨県笛吹市石和町山崎148番地１　コーポアツミ５－Ｌ号
債務者　國光美也子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３８号
名古屋市中川区前田西町２丁目115番地　リバーサイド前田405号
債務者　渡邉　貴幸
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４２号
愛知県春日井市牛山町2260番地７
債務者　伊藤　美貴
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４６号
広島市安芸区矢野東６丁目23番15―301号
債務者　藤原いすみ
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６３号
広島市西区横川町２丁目８番３―401号　沖田ビル
債務者　垣内　節代
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１８号
広島市安佐南区長束西１丁目23番５―205号
債務者　立川　清宏
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２３号
広島市西区田方３丁目909番地１　1520号
債務者　福場　奈美（旧姓磯村）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６１号
広島市安佐南区安東１丁目３番33―204号
債務者　下梶　純子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８１号
広島市佐伯区皆賀３丁目16番５号
債務者　林　　雅子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７５号
愛媛県松山市樽味２丁目２番４号　メゾンド井上201号
債務者　菊池　洋一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２９号
福岡県直方市大字頓野1433番地２
債務者　花村　耕一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３７号
福岡県直方市大字上新入2243番地232
債務者　兼竹　琢也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４７号
福岡県直方市大字知古807番地１
債務者　藤川　昌治（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第９２号
福岡県直方市大字感田229番地１
債務者　高倉　静江
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第９３号
福岡県直方市大字頓野2307番地８
債務者　前田　邦子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２９７号
福岡県うきは市浮羽町東隈上311番地５
債務者　兵藤　　情
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３０３号
福岡県久留米市城島町内野257番地
債務者　中園　睦美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部